

長崎県産業労働部試験研究機関受託研究規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎県産業労働部試験研究機関（以下「試験研究機関」という。）が、県以外の者から委託を受けて行う研究（以下「受託研究」という。）の取扱について必要な事項を定めるものとする。

(委託者の範囲)

第2条 試験研究機関に研究を委託できる者は、次のとおりとする。

- (1) 国及び公共的団体
- (2) 長崎県内に事業所等を有する中小企業及び中小企業の団体等（以下「企業等」という。）
ただし、長崎県内に事業所等を有しない企業であってもその研究を受託することが本県の技術振興に寄与すると認められるときはこの限りでない。

(委託の基準)

第3条 受託研究は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 県が行う試験研究として関連して実施することが必要又は有益であると認められるもの
- (2) 県が行う試験研究に重要な資料を提供すると認められるもの
- (3) 県内の企業等の育成に有益と認められるもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、試験研究機関において実施することが特に必要又は有益であると認められるもの

(受託研究の申込)

第4条 試験研究機関に研究を委託しようとする者（以下「委託者」という。）は、受託研究申込書（様式1号）を試験研究機関の長に提出するものとする。

- 2 委託者は、自己又は自己の役員等が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。
- 3 次条に規定する受託研究契約を締結後に委託者が、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱（平成22年9月13日施行）別表1に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められた場合、催告その他の手続を要することなく、当該契約を即時解除することができる。また、当該契約を解除した場合には、長崎県はこれによる委託者の損害を賠償する責を負わない。

(受託研究契約の締結等)

第5条 試験研究機関の長は、申込みのあった受託研究について、受託することが適当と判断した場合は、受託研究契約書（様式2号）により委託者と契約（以下「受託研究契約」という。）を締結するものとする。ただし、委託者の実情等に応じ、妥当と認められる場合は、委託者の示す様式又は任意の様式によることができるものとする。

(研究費の負担)

第6条 試験研究機関が受託研究の実施のために必要な経費（以下「研究費」という。）は、

委託者が負担する。ただし、委託者は、受託研究に必要な資材、消耗品等を現物貸与し、又は現物納入することができる。

- 2 前項の研究費の積算は、旅費、消耗品費、光熱水費、備品購入費、人件費（職員給与費（受託事業収入における人件費充当の取扱いについて（令和3年11月16日付け3財第38号財政課長通知））、会計年度任用職員の雇用に必要な費用）、その他必要な費用及び試験研究機関の設備を使用する場合には、条例等に定める額について、委託者と協議して定めるものとする。

（研究費の納付）

第7条 委託者は、受託研究契約の定めるところにより、研究費を県に納付するものとする。

（研究の中止等）

第8条 試験研究機関の長は、試験研究機関の業務に支障が生じるとき又は天災その他やむを得ない事由により受託研究の継続が困難となったときは、当該受託研究を中止することができるものとする。その場合、試験研究機関の長は、直ちにその旨を委託者に通知するものとする。

- 2 委託者は、天災その他やむを得ない事由により受託研究の継続が困難となったときは、当該受託研究の中止を試験研究機関の長に申し出ることができるものとする。

- 3 試験研究機関の長は、委託者からの申し出が天災その他やむを得ないものと判断するときは受託研究を中止することができる。その場合、試験研究機関の長は、直ちにその旨を委託者に通知するものとする。

（研究の終了又は中止等に伴う研究費等の取扱い）

第9条 試験研究機関の長は、受託研究を終了し、若しくは中止し、又は研究実施期間が満了したときは、遅滞なく研究費を精算するものとする。

（研究成果の報告）

第10条 試験研究機関の長は、受託研究を終了し、又は中止したときは、速やかに受託研究の結果又は経過を委託者に報告するものとする。

（研究成果の公表）

第11条 試験研究機関の長は、受託研究を終了したとき（受託研究を中止したときを含む。）は、必要に応じ、その結果を公表するものとする。

（特許を受ける権利等）

第12条 受託研究の業務を担当する試験研究機関の研究員が受託研究において発明、考案、又は意匠の創作（以下「発明等」という。）をした場合、当該発明等に係る特許、実用新案登録若しくは意匠登録を受ける権利又は特許権、実用新案権若しくは意匠権（以下「特許を受ける権利等」という。）については、受託契約において特別の定めをした場合を除き、「長崎県職員の職務発明等に関する規程（昭和57年11月5日付訓令第10号）」の定めるところにより、県が承継することができるものとする。

（優先実施権等）

第13条 前条の規定により、県に承継された特許を受ける権利等又は著作権は、受託研

究終了の年度から5年を超えない範囲において、契約書で定めるところにより、一定期間委託者又はその指定するものに限り優先的な実施を許諾することができる。

(第三者に対する実施の許諾)

第14条 県は、前条の規定により優先的に実施する権利（以下「優先実施権」という。）を付与した者（以下「優先実施権者」という。）が、優先実施の期間中、正当な理由なく当該発明等を実施しないとき又は著作権に係る著作物の利用をしないときは、当該優先実施権者以外の者（以下「第三者」という。）に対し、県に承継された特許を受ける権利等又は著作権の実施を許諾することができる。

2 県は、前条の規定により優先実施権を付与した場合において、当該優先実施権を付与したことが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、優先的な実施の期間中においても第三者に対し当該優先実施権に係る発明等の実施又は著作権に係る著作物の利用を許諾することができる。

(実施料)

第15条 県は、県に承継された特許を受ける権利等又は著作権の実施を許諾するときは、別に定める実施許諾契約に基づき、実施料（「特許権等実施料算定基準特許権等の実施許諾の取扱いについて（昭和61年4月1日61管第71号総務部長通知）」による。）を徴収する。

(取得財産の取扱い)

第16条 受託研究の実施に伴い取得した設備等の所有権は、受託契約において特別の定めをした場合を除き、県に帰属するものとする。

(補則)

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成26年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和3年6月29日から施行する。

附 則

この規定は、令和5年4月1日から施行する。